

## ワーク・ライフ・バランス取組推進に係る支援等制度一覧（平成 20 年度）

項番	支援制度の名称	支援対象	支援概要	申込・問合せ先
<b>助成金等制度</b>				
1	【育児】 育児休業取得促進等助成金	事業主	労働者に育児休業又は子の養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行う事業主に対し助成する。	愛媛労働局安定部 089-941-2940 各ハローワーク
2	【職場制度】 職場意識改善助成金	中小 事業主	企業における労働時間等設定改善を通じた職場意識の改善を促進するための職場意識改善 2 か年計画を策定し、当該計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成する。	愛媛労働局基準部 089-935-5203
3	【介護】 介護福祉助成金	従業員 及び その家族	介護労働安定センターからの助成金を受けて全国の看護師・家政婦紹介所が設置する介護クーポン運営協議会と企業が提携することにより、従業員及びその家族等が介護を必要とした場合に、協議会が発行する介護クーポンを利用して、紹介所に登録しているケア・ワーカーにより割安な費用で介護等サービスを受けられる。	(財)介護労働安定 センター愛媛支部 089-921-1461
4	【育児・介護】 育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金)	事業主	育児や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するための措置を講じた事業主に対し助成する。 ①事業所内託児施設設置・運営コース ②ベビースITTER費用等補助コース ③代替要員確保コース ④子育て期の短時間勤務コース ⑤男性労働者育児参加促進コース ⑥職場風土改革コース ⑦休業中能力アップコース	(財)21世紀職業財団 愛媛事務所 089-921-5660
5	【育児】 育児・介護雇用安定等助成金 (中小企業子育て支援助成金)	事業主	常用労働者 100 人以下、一般事業主行動計画を届け出ており、初めての育児休業取得者、短時間勤務制度利用者が生じた企業の事業主に対し助成する。	愛媛労働局 雇用均等室 089-935-5222 (財)21世紀職業財団 愛媛事務所 089-921-5660
6	【育児】 男性の育児休業取得促進助成金	事業主	一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出後、育児休業制度を男性従業員に 1 週間以上利用させた事業主に対し助成する。	愛媛県労政雇用課 089-912-2502
7	【育児・介護】 育児・介護短時間勤務制度等 導入助成金	事業主	・ 3 歳以上の子を持つ従業員を対象に、育児休業制度又は育児短時間勤務制度等を導入し、利用させた事業主 ・ 家族を介護する従業員を対象に、通算して 6 か月又はそれ以上の期間における介護休業制度又は介護短時間勤務制度等を導入し、利用させた事業主 に対し助成する。	愛媛県労政雇用課 089-912-2502

8	【職場制度】 松山市テレワーク在宅就労促進事業	松山市内 事業所の 事業主	テレワークを導入し、母子・父子家庭の父母、身体障害者手帳等保有者、60歳以上、要介護者と同居し介護する者、保育施設にあずけていない就学前児童を有する者のいずれかに該当する松山市民を新規在宅常用雇用者として雇用した場合に支給する。	松山市産業経済部 地域経済課 089-948-6710
9	【その他】 新居浜市中小企業振興助成制度のうち ・人材養成事業 ・福利厚生施設設置事業	新居浜市 内事業所 の事業主 等	○人材養成事業 ・中小企業団体が経営者及び従業員の研修を実施したとき ・中小企業の経営者及び市内、国、県が設置した機関で研修を実施したとき 助成する。(能力の開発及び向上に係る研修) ○福利厚生施設設置事業 中小事業者が福利厚生施設を設置したとき助成する。	新居浜市 商工労政課 0897-65-1260
<b>認定・認証制度</b>				
1	一般事業主行動計画に基づく次世代育成支援対策取組企業認定	企業	一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出後、当該計画で設定した目標を達成し、一定基準を満たしている場合に認定する。	愛媛労働局 雇用均等室 089-935-5222
2	えひめ子育て応援企業認証	企業	従業員 300 人以下の企業であって、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出後、当該計画の実行に着手しており、育児・介護休業法の基準を満たす育児休業制度、育児のための勤務時間短縮等措置、子の看護休暇制度を設けている場合に認証する。	愛媛県労政雇用課 089-912-2502
<b>コンサルタント・助言制度（無料）</b>				
1	【職場制度】 労働時間設定改善コンサルタント	企業	労働時間制度の改善及び労働時間等設定改善に係る諸問題について、企業からの相談に応じ、コンサルティング、指導等を行う。	愛媛労働局基準部 089-935-5203
2	【職場制度】 仕事と生活の調和に関する診断事業	企業	事業主からの申込みにより、仕事と生活の調和に関する取組を実施する上で、労働時間等に係る労務管理上の問題点や阻害要因を把握するための診断を行う。	(社)全国労働基準 関係団体連合会 089-921-7033
<b>有償サービス（一部無償を含む）</b>				
1	【育児】 松山・今治・新居浜・松前・東温・四国中央市・伊予市・西条各ファミリー・サポート・センター	会員	育児に関し援助を受けたい人と援助を行いたい人(提供会員)が会員登録を行い、援助が必要になったときセンターが援助可能な提供会員を紹介する。 提供会員が子供預かり、保育所送迎等を行う。	各ファミリー・サポート・センター
2	【介護】 まつやまファミリー・サポート・センター	会員	介護に関し援助を受けたい人と援助を行いたい人(提供会員)が会員登録を行い、援助が必要になったときセンターが援助可能な提供会員を紹介する。 提供会員が食事の準備等、清掃、洗濯、付き添い等を行う。	まつやまファミリー・サポート・センター 089-945-1008

3	【育児】 えひめ緊急サポートネットワーク	会員 (従業員)	病児・病後児の預かり、急な残業、出張時の子供の預かりなどの援助を受けたい労働者と、援助を行いたい看護師、保育士などの資格を持つ人(スタッフ)が会員登録を行い、援助が必要になったときに、スタッフを紹介する。	子育て支援えひめ 緊急サポートネット ワーク事務局 089-998-6848
4	【育児】 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 県下各市町 (上島町、鬼北町、松野町を除く)	児童の親	昼間家庭に保護者のいない小学校 1 年～3 年等の児童に対し、適切な遊び、生活の場を与える。	各市町
5	【育児】 病時・病後時保育 (松山市・新居浜市・西条市・ 四国中央市・東温市・宇和島 市・松前町)	児童の親	病気や怪我などの為、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の勤務、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などのため家庭保育が出来ない場合に、病院、診療所で保育を行う。 (事前登録が必要)	各市町 各実施施設
6	【育児】 子育て短期支援事業 (松山市・新居浜市)	児童の親	・短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者に疾病・入院や育児・看護疲れ等の身体・精神的事由、出産・看護等家庭養育上事由、社会的事由、または経済的問題等が発生したことにより、緊急一時的に児童の保護が必要な場合 ・夜間養護等(トワイライト)事業 保護者が、仕事等により平日の夜間、休日に不在となり家庭において児童の養育することが困難となった場合 7日を上限として児童養護施設等の保護を適切に行うことが出来る施設において一定期間、養育・保護を行う。	松山市 子育て支援課 089-947-6409  新居浜市 児童福祉課 0897-65-1242